

# ヘルメスグループ従業員親睦会 会則

## 第1条 名称と目的

本会はヘルメスグループ会社従業員親睦会と称し、株式会社ヘルメスシステムズ、株式会社 Hermes Corporation、株式会社ヘルメスソフトウェア研究所の従業員ならびに賛助者により会員を構成し、会員相互の親睦融和をはかることを目的とする。

## 第2条 事務所

本会の事務所は株式会社ヘルメスシステムズ社内に置く。

## 第3条 役員

本会には下記の役員を置く。

会長	1名（必要に応じて副会長 1名）
理事	2名
会計	1名
会計監査	1名

## 第4条 役員の任務

会長	会長は会務を主宰し会を代表する。
副会長	副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
会計	会の経理を担当する。
会計監査	会の会計を監査する。

## 第5条 役員の任期

役員の任期は1年とし、総会において選出する。但し再選を妨げない。

2. 総会は年1回、会長が招集する。また、必要に応じて臨機に開催する。

## 第6条 理事会

理事会は第3条の役員によって構成され原則として会長を議長とする。

2. 本会の決定は多数決によるものとし、決定の無いときは会長が決定を行う。

3. 運営委員会は以下の各号に定める事項を行う。

①第7条行事の開催のための詳細決定。

②行事予算の決定

③その他本会運営の為の必要事項の決定及び実行。

## **第 7 条 行事**

全会員合同親睦会は原則として毎年 1 回以上の開催とし、1 泊 2 日の旅行または社内親睦行事を実施する。

2. 前号に定める行事の実施に際しては理事会にてその企画を行い、会社の承認を得て実施するものとし、必要に応じてお世話係を任命することができる。

## **第 8 条 会計**

本会の会計は会員の会費、臨時会費および寄付金をもってこれに充てる。

2. 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

## **第 9 条 会費**

本会の会費は一律月額 2,000 円とする。但し、夏季及び冬季の一時金から臨時に徴収することがある。

2. 会費の徴収は本会会員の所属する会社に委託し、毎月の給与から天引き徴収し、本会より請求する迄、会社で預かり金として処理を行う。

3. 会費の、個々の会員への返還は理事会で決定する。

## **第 10 条 慶弔見舞金**

本会会員に対して慶弔見舞金を支払うことができる。

## **第 11 条 会則の変更**

この会則の変更は、総会出席者の過半数の賛成により決定する。

**附 則** この会則は平成 26 年 11 月 27 日に遡って適用する。